

第 6 章 循環型社会実現のための施策

数値目標の達成及び循環型社会実現のため、次の施策に取り組みます。各施策と○※ページに挙げた課題及び○※ページに定めた基本方針との関係は表 5-1 で示すとおりです。

※ページ番号が確定後、記載します。

表 5-1 施策と課題¹、基本方針²との関係

施策	課題										基本方針			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	I	II	III	IV
1 家庭系ごみ対策														
1-1 排出抑制の推進														
生ごみの減量	○			○					○		○		○	
ワンウェイプラスチックの削減	○	○						○	○		○		○	
1-2 適正な循環的利用の推進														
リユースの推進	○	○				○			○	○	○	○		
分別の徹底・リサイクルの推進	○	○	○			○			○		○	○		
小型充電式電池の回収		○	○			○			○		○	○		○
クリーンセンターにおける廃棄物発電					○						○	○		○
2 事業系ごみ対策														
2-1 事業系ごみの現状把握														
事業系ごみの把握	○	○		○							○	○		○
2-2 4Rの推進														
業種別の取組	○	○		○					○		○	○		○
多量排出事業者への取組	○	○		○					○		○	○		○
許可業者への取組	○	○		○					○		○	○		○
市役所の取組	○	○		○							○	○		
2-3 その他														
グリーン購入の推進									○		○	○		○
紙おむつリサイクルの研究	○	○					○				○	○		○
3 食品ロスの削減【米子市食品ロス削減推進計画】														
3-1 共通事項	○	○		○					○		○	○		○
3-2 家庭系食品ロスの削減	○	○		○					○		○	○		○
3-3 事業系食品ロスの削減	○	○		○					○		○	○		○
4 本市の実情に応じたごみ処理システムの構築														
4-1 家庭系ごみ収集・運搬体制														
分別区分・収集方法について			○		○		○		○			○		
混合ごみ対策						○			○	○		○		
高齢者・障がい者対策							○		○			○		○
ごみ収集袋について									○			○		
4-2 事業系ごみ収集・運搬体制									○			○		○
4-3 中間処理														
可燃ごみについて					○				○			○		○
不燃・不燃性粗大ごみ、資源物について		○	○		○				○			○		○
プラスチックごみについて		○							○		○	○		○
4-4 最終処分		○										○		○
4-5 広域連携の推進												○		○
5 普及啓発・環境教育の推進														
5-1 普及啓発・情報提供の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5-2 環境教育の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 災害廃棄物対策						○			○	○		○	○	○
7 不法投棄・ポイ捨て対策								○	○			○	○	○
8 海岸漂着物対策								○	○			○		○

- 1 課題：1 全国、類似団体との比較から分かる家庭系ごみの課題、事業系ごみの課題、2 資源化施策の推進、3 小型充電式電池リサイクルについて、4 食品ロスについて、5 ごみ処理に係る収支について、6 分解が困難なごみの収集について、7 高齢者・障がい者対策について、8 不法投棄・ポイ捨て対策について、9 効果的な周知・啓発について、10 災害廃棄物について
- 2 基本方針：I 4Rの推進、II 適正処理の推進、III 普及啓発・環境教育の推進、IV 相互連携・協力の推進



1 家庭系ごみ対策

1-1 排出抑制（リフューズ、リデュース）の推進

● 生ごみの減量

家庭系可燃ごみの減量に向けて、その約1/3を占める生ごみの減量を推進する取組を行います。

- ☐ 生ごみの水切りを周知し、生ごみの減量を推進します。
- ☐ 生ごみ処理機等の購入費補助に継続して取り組みます。
- ☐ ダンボール箱を利用した堆肥作りを周知し、生ごみ減量の意識啓発に継続して取り組みます。

※食品ロスについては「3 食品ロスの削減」参照⇒

● ワンウェイプラスチックの削減

不法投棄やポイ捨て等で不適切に処分されたプラスチックごみが大量に海に流出し、海洋環境を汚染し、海洋生物に深刻な影響を与えています。また、化石資源を原料とするプラスチックは地球温暖化にもつながります。

環境への負荷の軽減や資源の節約のため、ワンウェイプラスチックの削減に取り組みます。

- ☐ マイバッグ、マイボトル・マイカップの利用について周知します。
- ☐ プラスチックの代替素材を使用した製品の利用について周知します。

1-2 適正な循環的利用（リユース、リサイクル、熱回収）の推進

● リユースの推進

リユースとは「再使用」という意味です。まだ使うことができる物を、「ごみ」とせず、繰り返し使うことをいいます。本市では、リユース活動促進に取り組めます。

- ☐ リユース活動の促進に関する協定を締結した事業者と連携しながら、リユースについて周知・啓発に取り組めます。

● 分別の徹底・リサイクルの推進

家庭から排出される可燃ごみや不燃ごみに混入している資源物（古紙類、缶ビン類等）は分別すれば再資源化が可能です。分別の徹底を図り、ごみの減量、再資源化及び適正処理に取り組めます。

- ☐ ごみ分別収集カレンダー、ごみ資源物分別アプリ「さんあ〜る」、及びホームページ等を活用し、分別ルールの徹底を図ります。
- ☐ 古紙類や缶・ビン類の具体的な分別方法の周知に努めます。
- ☐ 小型家電について、市による拠点回収を行うとともに、認定事業者による回収の周知を図り、市民の利便性の向上に努めます。

● 小型充電式電池の回収

小型充電式電池（小型充電式電池一体型家電を含む）は、「リチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」（令和7（2025）年4月環境省通知）に基づき、適切な回収・処理に努めます。

- ☐ 小型充電式電池について、国や他自治体の情報収集、回収方法の検討を行い、本市の実情に応じた処理システムの構築に努めます。

● クリーンセンターにおける廃棄物発電

クリーンセンターにおいて廃棄物発電を行い、エネルギーの地産地消に取り組めます。

- ☐ ごみ焼却量の調整等により安定的な焼却を行い、効率的な熱回収、廃棄物発電に努めます。
- ☐ 発電した電力は、地域エネルギー会社「ローカルエナジー株式会社」と連携し、市有施設等への電力供給を行い、エネルギーの地産地消に取り組めます。

2 事業系ごみ対策



2-1 事業系ごみの現状把握

● 事業系ごみの把握

事業系ごみの減量、再資源化及び適正処理に向け、効果的な対策を検討するため、事業系ごみの把握に努めます。

- ☐ 収集運搬業許可業者の取引先の収集量の調査を行い、排出量の把握に努めます。
- ☐ クリーンセンターへの搬入記録の確認により、各事業者ごとの排出量の把握に努めます。

2-2 4Rの推進

● 業種別の取組

事業系ごみは業種によって排出の品目、量、頻度等が異なります。業種別に対策を講じ、事業系可燃ごみの減量、再資源化及び適正処理を促進します。

- ☐ 業種別ごみの処理に関するパンフレットを配布し、周知に努めます。

● 多量排出事業者への取組

多量排出事業者のごみの減量、再資源化及び適正処理を促進します。

- ☐ 多量排出事業者への訪問等による個別指導に取り組みます。

● 許可業者への取組

事業系可燃ごみのクリーンセンターへの搬入量の約8割は許可業者による搬入です。事業系ごみの減量、再資源化及び適正処理促進のため、許可業者への指導に取り組みます。

- ☐ ごみの減量、再資源化及び適正処理に努めるよう、許可業者に対する個別指導に取り組みます。

● 市役所の取組

一事業者として、率先してごみの減量、再資源化及び適正処理に取り組みます。

- ☐ 市役所から発生する OA 用紙の削減に取り組むとともに、再使用、再資源化に努めます。
- ☐ 公文書の廃棄に当たっては、個人情報取り扱いに留意した上で再資源化に取り組みます。
- ☐ 市立小・中学校等の学校給食から発生する食品残さの堆肥化に取り組みます。
- ☐ 市有施設から発生した草・木の再資源化に取り組みます。

2-3 その他

● グリーン購入の推進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境への影響を考慮して、必要性をよく考え、環境負荷の少ないものを選んで購入することです。環境省が推進する「グリーン購入法」や「米子市グリーン購入方針」に基づいて取り組みます。

- ☐ グリーン購入の普及促進のため、事業者に対し必要な情報提供を行います。
- ☐ 市役所で調達する物品について「米子市グリーン購入方針」に従い、適正量を十分に検討し、環境負荷を考慮した物品の調達に努めます。

● 紙おむつリサイクルの研究

使用済み紙おむつのリサイクルは、近年注目されている環境問題への取組の一つです。使用済み紙おむつは、水分や汚れを含んでいるため、リサイクルが難しいとされてきましたが、技術開発が進み、様々なリサイクル方法が確立されてきており、再資源化について調査・研究を行います。

- ☐ 医療施設、老人福祉施設、保育園等から発生する紙おむつについて、環境省が示す「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を参考に、再資源化等について調査・研究を行います。

3 食品ロスの削減【米子市食品ロス削減推進計画】



食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、家庭で発生する食品ロスは大きく、直接廃棄³、食べ残し⁴、過剰除去⁵に分類されます。

食品ロスは、環境負荷、食料不足、廃棄コストの増加など様々な問題があり、食品ロスの削減には、市民・事業者それぞれの協力が必要です。食品ロス削減の推進のため、削減の必要性について理解し、関心を深めていただくよう、次の施策に取り組みます。

3-1 共通事項

ここでは、家庭系食品ロスの削減、事業系食品ロスの削減の両方に共通する取組を記載しています。

- ☐ 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に引き続き参加し、全国共同キャンペーン等を実施します。
- ☐ 食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10/30）の周知に努めます。
- ☐ 庁内の関係部署と連携し、フードバンク⁶・フードドライブ⁷活動の促進に努めます。
- ☐ 令和6（2024）年3月に策定した「第2期米子市食育推進計画」に基づき、市役所内の関係部署と連携し、取組を進めます。

3 直接廃棄

賞味期限切れや消費期限切れなどで、使用・提供せず、手つかずのまま捨ててしまうこと。

4 食べ残し

作りすぎなどで、食べ切れずに捨ててしまうこと。

5 過剰除去

野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分まで捨ててしまうこと。

6 フードバンク

食品関連事業者や農家等から食品の寄附を受けて福祉施設や食べ物に困っている方等に配る活動。

7 フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動。

3-2 家庭系食品ロスの削減

本市では、令和 6（2024）年度に食品ロス実態調査を行いました。その結果、家庭系可燃ごみの 13.0%が食品ロスであり、1 人 1 日当たりの家庭系食品ロス発生量は 59.3g と推計されました。食品ロス量の内訳は図 5-1 のとおりです。

家庭系可燃ごみ減量に向けて、家庭系食品ロスの削減に取り組みます。

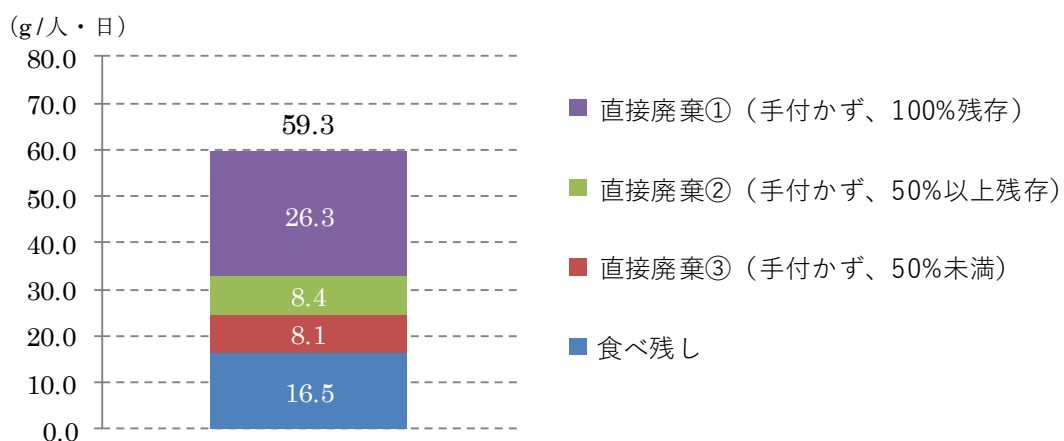


図 5 - 1 家庭系食品ロスの内訳（R6（2024）年度調査）

- ☐ 直接廃棄の削減のため、冷蔵庫や食品庫のチェック・整理、計画的な買い物、期限表示の正しい理解について啓発に努めます。
- ☐ 「食品ロスダイアリー」⁸を活用し、食品ロスについての理解を深めていただく取組を行います。
- ☐ 「ローリングストック」⁹の活用による直接廃棄削減の取組の周知に努めます。

8 食品ロスダイアリー

家庭で発生した、食べ残しや賞味期限切れ等で捨ててしまった食べ物の種類や量を日記形式で記録するもの。

9 ローリングストック

普段から使っている食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品を家庭で備蓄する方法。

3-3 事業系食品ロスの削減

事業系食品ロスとは、食品製造業、食品小売業、外食産業等から排出される、規格外品、売れ残り、食べ残し等です。

事業系ごみ削減に向けて、事業系食品ロスの削減に取り組めます。

- ☐ 「3010運動」¹⁰ について啓発を行い、宴会時の食品ロスの削減を図ります。
- ☐ 市民に対し、食品関連事業者が行う食品ロス削減に関する取組について周知啓発に努めます。
- ☐ 「てまえどり」¹¹ 活動の周知啓発に努めます。
- ☐ 市立小・中学校等から発生する食品ロスについて、食育指導や配膳量の工夫などを通して削減に取り組めます。

10 3010運動

会食、宴会時での食べ残しを減らすための取組。①参加者に合わせて適量を注文する。②乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しむ。③お開き前10分間は自分の席に戻って再度料理を楽しむ。

11 てまえどり

食品を購入する際に、商品棚の手前にある賞味期限・消費期限が近い商品を選ぶ行動。これにより、店での食品廃棄量を減らすことが期待できる。

4 本市の実情に応じたごみ処理システムの構築



4-1 家庭系ごみ収集・運搬体制

● 分別区分・収集方法について

ごみの減量、再資源化及び適正処理のため、分別収集を行っています。

分別区分や収集方法は、ごみ処理に係る経費に大きく影響します。収集量に応じて収集体制等の見直しを行います。

- ☐ 家庭系ごみについては、委託業者により収集を行います。
- ☐ 収集量に合わせて、分別区分、収集体制等の見直しに努めます。
- ☐ ステーション収集を推進するとともに、法改正、人口減少、少子高齢化等の社会情勢に応じた収集方法を検討します。

● 混合ごみ対策

混合ごみについては、民間事業者が処理を行いますが、その処理方法について、周知に努めます。

また、混合粗大ごみの減量は、非常災害時の災害廃棄物の減量にもつながることの周知・啓発に努めます。

- ☐ 民間の許可業者による収集・運搬、処分について、ごみ分別収集カレンダー、ごみ資源物分別アプリ「さんあ〜る」、ホームページ等で周知に努めます。
- ☐ リユース活動の促進に関する協定を締結した事業者と連携し、リユースの促進に努めます。

● 高齢者・障がい者対策

今後、高齢者の紙おむつごみの増加や自身でのごみ出しが困難となる方の増加が予想されますが、高齢者及び障がい者が、ごみ出しをすることが困難になる理由は単一ではなく、ごみを搬出することができないケース（身体的要因）、分別方法やごみを出す日が分からない等の判断力の低下によるケース（認知的要因）など、様々な要因が考えられます。ごみ出しが困難である度合や困難となる理由に応じ、多角的な支援策の検討・実施に努めます。

- ☐ 庁内で連携し、高齢者や障がい者のごみ出し支援制度の検討・実施に努めます。

● ごみ収集袋について

ごみ収集袋の広告・広報媒体としての使用に取り組みます。

温室効果ガスの排出量削減、化石資源の節約のためバイオマスプラスチック袋の導入について、調査・研究を行います。

- ☐ ごみ収集袋への、バイオマスプラスチック袋の導入について、調査・研究を行います。

4-2 事業系ごみ収集・運搬体制

事業系ごみについては、事業者自らの運搬又は許可業者による収集を行います。これらが適正に行われるよう、助言・指導に努めます。

- ☐ 事業者に対し、適正な排出・収集・運搬の促進に努めます。
- ☐ 許可業者については、市内で発生するごみの量を鑑み、健全な事業継続ができる許可業者数、車両台数とします。

4-3 中間処理

市内で発生したごみについては、クリーンセンター、リサイクルプラザ及び民間事業者の処理施設で処理します。

● 可燃ごみについて

可燃ごみは、クリーンセンターにおいて焼却処理し、焼却灰についてはセメント原料化により再資源化に取り組みます。

- ☐ 平成 26（2014）年度に策定した米子市クリーンセンター長寿命化計画に基づき、新しい中間処理施設稼働までの間、安定的な施設の稼働に努めます。

● 不燃・不燃性粗大ごみ、資源物について

不燃・不燃性粗大ごみ、資源物については、リサイクルプラザ及び民間事業者で処理を行います。これらについて、適正な処理及び有効活用の促進に努めます。

- ☐ 不燃・不燃性粗大ごみ、資源物については、リサイクルプラザにおいて、破碎・選別・圧縮・梱包により再生利用を行います。リサイクルプラザにおける資源化処理後のプラスチック残さについては、一部を外部処理することにより最終処分量を低減するとともに、有効活用を図ります。

● プラスチックごみについて

プラスチックの資源循環を促進するため、令和 4（2022）年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されました。新しい中間処理施設稼働までの間のプラスチックごみの処理・再資源化の手法等について、調査・研究に努めます。

- ☐ プラスチックごみの回収・リサイクルについて、国や民間処理業者の動向を注視し、調査・研究に努めます。

4 - 4 最終処分

本市では、不燃ごみの中間処理をした後の残さを最終処分しています。なお、可燃ごみは焼却した後の灰をすべて再資源化しているため、最終処分しているものではありません。引続き、最終処分するごみの削減に努めます。

- ☐ 不燃ごみの中間処理後の残さについては、鳥取県西部広域行政管理組合が委託している民間の最終処分場において埋立て処理を行います。

4 - 5 広域連携の推進

第 10 次鳥取県廃棄物処理計画¹²（令和 7（2025）年 3 月策定）及び鳥取県西部広域行政管理組合の「可燃ごみ処理広域化基本計画」（平成 14（2002）年 3 月策定）に基づき、鳥取県西部圏域が一体となって、ごみ処理の広域化及び施設の集約・整備に取り組めます。

- ☐ 令和 14（2032）年度以降の鳥取県西部圏域における「可燃ごみ処理施設」「不燃ごみ処理施設」「一般廃棄物最終処分場」「中継施設（必要に応じ）」の整備について、鳥取県西部広域行政管理組合及び構成市町村とともに協議を進めます。

12 第 10 次鳥取県廃棄物処理計画

鳥取県ごみ処理の長期広域化・集約化計画としても位置づけられている。

5 普及啓発・環境教育の推進

5-1 普及啓発・情報提供の推進

ごみの減量・再資源化等について、効果的で、わかりやすい普及啓発、情報提供に努めます。

- ☐ ごみ分別収集カレンダー、ごみ資源物分別アプリ「さんあ〜る」、ごみの分け方ガイド及びホームページ等を活用し、ごみの分別ルールや出し方等を周知します。
- ☐ よなごみ通信により、ごみに関する各種情報を提供し、ごみの排出抑制・再資源化を促進します。

5-2 環境教育の推進

持続可能な社会を構築するために必要な知識や態度を育む環境教育について、学校教育、社会教育や企業活動等の様々な場において積極的に取り組みます。

- ☐ ごみについて学ぶ小学4年生を中心に、児童や生徒、学生に対し、施設見学を実施するほか、ごみの減量・再資源化等に関する情報を発信し、環境教育に取り組みます。
- ☐ 環境教育の一環として、市内小中学生の一斉清掃の参加を促進するため、ボランティア袋の配布を行います。
- ☐ 公民館講座等を通し、普及啓発・環境教育に取り組みます。

6 災害廃棄物対策



昨今、全国で大規模な自然災害が発生していますが、災害によっては廃棄物が大量に発生します。生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物の適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければなりません。

本市では、令和2（2020）年3月に策定した米子市災害廃棄物処理計画（以下「災害廃棄物計画」という。）に基づき、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に備えます。

- ☐ 平時に仮置場の選定を行い、災害廃棄物の速やかな処理・処分に備えます。
- ☐ 市民に対し、災害時のごみ出しについて、また、平時における災害廃棄物減量のための取組について広報・啓発を行います。
- ☐ 災害廃棄物計画の市職員への周知に努めます。
- ☐ 災害廃棄物計画の点検を行い、継続的に見直しを行います。
- ☐ 非常災害¹³時には災害廃棄物計画に基づき被害の状況等を速やかに把握するとともに、災害廃棄物処理実行計画¹⁴を策定し、災害廃棄物の処理を行います。
- ☐ 非常災害時の災害廃棄物の処理等に関する協定を締結している民間事業者の団体と連携を密にし、速やかに対応できる体制の構築に努めます。

13 非常災害

非常災害とは、地震、台風、大雨、洪水、津波、噴火などの自然現象によって引き起こされる、被害が甚大な災害のこと。

14 災害廃棄物処理実行計画

災害発生時に、災害廃棄物処理計画に基づいて、具体的な処理手順や体制、役割分担などを定める計画のこと。



7 不法投棄・ポイ捨て対策

不法投棄やポイ捨ては、土壌汚染、水質汚染、生態系への影響、景観の悪化、火災や健康被害等、様々な問題を引き起こします。

不法投棄やポイ捨ての防止の取組を引き続き行い、より効果的な周知・啓発の方法の調査・研究・実施に努めます。

- ☐ 不法投棄・ポイ捨ての防止について、様々な手法で啓発に努めます。
- ☐ 自治会・環境をよくする会、不法投棄監視員、民間団体、鳥取県・警察等と連携し、不法投棄・ポイ捨ての未然防止と早期発見・早期対応に努めます。
- ☐ 「廃棄物不法投棄防止強化月間」（10月：鳥取県）を中心に、市職員や監視員による監視パトロール、普及啓発活動に取り組みます。
- ☐ 「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」に基づき、環境美化推進区域の監視パトロール、普及啓発活動等に努めます。
- ☐ 不法投棄・ポイ捨ての未然防止及び環境保全意識の高揚を図るため、市内一斉清掃や市民によるボランティア清掃等、地域活動の推進に努めます。
- ☐ 不法投棄・ポイ捨ての抑止に効果的な対策事例を収集し、啓発に努めます。
- ☐ 不適切な不用品回収業者に対して、鳥取県・警察と連携し、監視・指導に取り組みます。



8 海岸漂着物対策

本市の海岸には、台風・出水時の大量の流木等のほか、河川を通じて海洋に流出したポイ捨て・不法投棄ごみ、海上で使用される漁具等が漂着します。特にプラスチックごみの海洋への流出の防止は重要な課題となっています。

市内の公共海岸等に漂着した海岸漂着物等について、「海岸漂着物処理推進法（平成21（2009）年7月施行）」及び「鳥取県海岸漂着物地域計画（平成24（2012）年3月策定）」に基づき、海岸管理者である鳥取県とともに、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に取り組みます。

- ☐ 地域住民やボランティアによる清掃等、地域活動の促進に努めます。
- ☐ 海岸管理者である鳥取県との協力、連携を図り、海岸漂着物の円滑な回収、運搬、処分に努めます。